

令和6年2月6日提出

令和6年3月市議会定例会議案

(その1 議案第3号から議案第15号まで)

木 更 津 市

令和 6 年 3 月市議会定例会議案目録（その 1）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 3 号	令和 5 年度木更津市一般会計補正予算（第 8 号）	財 務 部	別冊
議 案 第 4 号	令和 5 年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	市 民 部	別冊
議 案 第 5 号	令和 5 年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	市 民 部	別冊
議 案 第 6 号	令和 5 年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	福 祉 部	別冊
議 案 第 7 号	令和 5 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 3 号）	経 済 部	別冊
議 案 第 8 号	木更津市役所の位置を変更する条例の制定について	総 務 部	1
議 案 第 9 号	木更津市吾妻公園文化芸術施設整備運営基金条例の制定について	企 画 部	2
議 案 第 1 0 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	4
議 案 第 1 1 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部	1 1
議 案 第 1 2 号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	1 3
議 案 第 1 3 号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	1 5
議 案 第 1 4 号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環 境 部	1 6
議 案 第 1 5 号	令和 5 年度木更津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	都 市 整 備 部	別冊

議案第 8 号

木更津市役所の位置を変更する条例の制定について

木更津市役所の位置を変更する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市役所の位置を変更する条例

木更津市役所の位置を次のように変更する。

木更津市富士見一丁目 3 9 2 番 6

附 則

この条例は、公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

木更津市庁舎の移転に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 4 条第 1 項の規定により、木更津市役所の位置を木更津市富士見一丁目 3 9 2 番 6 に変更するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第9号

木更津市吾妻公園文化芸術施設整備運営基金条例の制定について

木更津市吾妻公園文化芸術施設整備運営基金条例を次のように制定する。

令和6年2月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市吾妻公園文化芸術施設整備運営基金条例

(設置)

第1条 市は、木更津市吾妻公園文化芸術施設（以下「施設」という。）の整備及び運営に要する経費の財源に充てるため、木更津市吾妻公園文化芸術施設整備運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、施設の整備及び運営に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市吾妻公園文化芸術施設の整備及び運営に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100 円」を「200 円」に改める。

別表第 2 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第 126 条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第 126 条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「若しくは第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による戸籍証明書」に改め、同表戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 （平成 14 年法律第 151	戸籍関係手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
---	---------	--------------------------------

号) 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
--	--

別表第2 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により除かれた戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

の項中「による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により除かれた戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による除籍証明書」に改め、同表戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項中「、」を「若しくは」に改め、「まで」の次に「の規定」を、「又は」の次に「同法」を加え、同項の次に次のように加える。

戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に	戸籍関係手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
--	---------	--------------------------

係る除籍電子証明書の請求 を行う者が同時に当該除籍 電子証明書が証明する事項 と同一の事項を証明する除 かれた戸籍の謄本若しくは 抄本又は除籍証明書の請求 を行う場合における当該発 行を除く。)		
--	--	--

別表第2戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「又は」を「、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項単位及び金額の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの」を加える。

別表第3建築基準法第87条の3第7項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法施行令（昭和2 5年政令第338号）第1 37条の12第6項の規定 による建築物に対する制限 の適用除外に関する大規模 の修繕又は大規模の模様替 に係る認定の申請に対する 審査	敷地と道路との関係の建 築物に対する制限の適用 除外に関する大規模の修 繕又は大規模の模様替に 係る認定申請手数料	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 認定申請1件につき 27,000円
建築基準法施行令第137 条の12第7項の規定によ	道路内における建築物に 対する制限の適用除外に	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る 認定申請1件につき 27,000円

る建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	る建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料
る認定の申請に対する審査	る認定の申請に対する審査

別表第3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、

「

		ウ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額
--	--	---

」

を

「

		ウ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額
--	--	---

」

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第

2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 2 項又は第 1 3 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項単位及び金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項及び備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 4 の 2 の項中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に、「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に、「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に、「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に、「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定による戸籍証明書の交付の項中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表第2戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の改正規定及び別表第3都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 第1条中別表第2の改正規定（戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項に係る部分を除く。） 令和6年3月1日
 - (3) 第1条中別表第1の改正規定及び第2条の規定 令和6年8月1日
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の手数料条例別表第4の規定は、令和6年4月1日以後に申請される事務に係る手数料について適用し、同日前に申請された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）等の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 11 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 30 年木更津市条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の別表を加える。

別表第 2（第 12 条第 3 項）

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール用グランドピアノ	1 回当たり	3, 000 円

備考

- 1 利用料金には、調律を含まない。
- 2 調律は、利用者の負担とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す
る。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定
による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことが
できる。

提案理由

木更津市金田地域交流センターにグランドピアノを設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 12 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「重要事項」の次に「（次項において「重要事項」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 特定教育・保育施設は、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第 62 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 62 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第 23 条第 2 項（改正後の条例第

50条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第23条第2項中「供しなければ」とあるのは、「供するよう努めなければ」とする。

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 13 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成 29 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 14 号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 和 解 額 3, 7 9 1, 2 8 8 円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和 解 の 理 由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、市は、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る検査機器維持管理費（令和 4 年度分 9 3, 5 0 0 円）、同検査職員の対応費（令和 4 年度分 3, 6 6 3, 7 0 2 円）及び同職員の通信費（令和 4 年度分 3 4, 0 8 6 円）として、3, 7 9 1, 2 8 8 円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。